

令和8年度 日出町税等納期一覧表



町税、保険料、料金の納期限は、各月の末日（12月は25日）です。その日が土日祝日の場合は、翌開庁日が納期限となります。

町税等は、日出町役場・金融機関・コンビニエンスストアなどで現金支払い、指定口座からの振替、スマートフォンなど決済アプリ（PayPay、PayB）での決済で納付することができます。

納期限 \ 税目等		町県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	上下水道料
令和8年	4月30日（木）							4月
	6月1日（月）		1期	全期				5月
	6月30日（火）	1期			1期	1期		6月
	7月31日（金）		2期		2期	2期	1期	7月
	8月31日（月）	2期			3期	3期	2期	8月
	9月30日（水）				4期	4期	3期	9月
	11月2日（月）	3期			5期	5期	4期	10月
	11月30日（月）				6期	6期	5期	11月
	12月25日（金）		3期		7期	7期	6期	12月
令和9年	2月1日（月）	4期			8期	8期	7期	1月
	3月1日（月）		4期		9期	9期	8期	2月
	3月31日（水）				10期	10期		3月

- スマートフォンなど決済アプリによる納付は、納付書のバーコードを読み取ることにより行います。
- 指定納期限を過ぎた場合は、コンビニエンスストア、スマートフォンなど決済アプリで納付することはできません。町役場または金融機関で納付することができます。
- 地方税統一 QR コード『eL-QR』が印字されている納付書は eL-QR 対応金融機関での窓口納付、スマートフォンなど決済アプリでの納付、『地方税お支払いサイト』を通じてのクレジットカード、インターネットバンキング、口座振替による納付ができます。
- 口座振替は、申込月の翌月（全納は翌年度）から開始します。申込手続きは、金融機関などでは通帳と届出印が、役場ではキャッシュカードと暗証番号が必要です。口座振替日は各月の納期限日です。全期払いの場合は最初の納期限の日となります。
- 町県民税は1月1日の町内居住者、固定資産税は1月1日の所有者、軽自動車税は4月1日の所有者に対して課税されます。

町税等が給与・年金から特別徴収される（税金等を差し引かれる）場合

- ▶ 勤務先の給与から特別徴収される場合は、6月から翌年5月までの年12回で納付することになります。給与支払者（勤務先）は、翌月10日までに納付することになります。
- ▶ 年金から特別徴収される場合は、偶数月の年金支給日に年6回で納付することになります。

■ 問合せ先

税・保険料に関すること

税務課 収納係

☎ 73-3123 FAX 72-7294

上下水道料に関すること

上下水道課 管理係

☎ 73-3134 FAX 73-0843